

インド特許法の基礎(第18回)

～外国出願許可と秘密保持命令(1)～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

国防に関連する機密情報の国外流出を防ぐため、外国へ直接特許出願を行おうとする者に対して、外国出願許可（FFL: Foreign filing License）の取得を義務付ける国がある。インドもその一つである。インドに居住する者は、原則として外国出願許可を取得しなければインド国外で特許出願を行い、又はさせてはならない（第39条）。また、インド特許庁の長官は、国防目的に関連する発明の公開又は伝達を制限する旨の秘密保持命令を発する権限を有する（第35条～38条）。外国出願許可の規定に違反した場合、対応するインド特許出願は放棄されたものとみなされ、付与後の特許は第64条に基づいて取り消される。また、秘密保持命令又は外国出願許可の規定に違反した者は、禁固又は罰金に処される（第118条）。

外国出願許可の制度は米国、英国等にも存在するが、外国出願許可の取得が義務付けられる対象は各国で異なる点に留意すべきである。

2. 外国出願許可

(1) 関連条文

外国出願許可に係る規定は次の通りである。

「第39条 居住者に対する事前許可なしのインド国外の特許出願の禁止

(1) インドに居住する何人も、所定の方法により申請し長官により又は長官の代理として交付された許可書での権限による以外は、発明につきインド国外で特許付与の出願をし又はさせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

(a) 同一発明についての特許出願が、インド国外における出願の6週間以上前にインドにおいてされていた場合、及び

(b) インドにおける出願に関して第35条(1)に基づく指示が一切発せられておらず又は当該指示が全て取り消されている場合

(2) 長官は所定の期間内に各当該出願を処理しなければならない。

ただし、当該発明が国防目的又は原子力に関連するときは、長官は中央政府の事前承認なしに許可を与えてはならない。

(3) 本条は、保護を求める出願がインド国外居住者によりインド以外の国において最初に出願された発明に関しては適用しない。」